



区公式ツイッター@chiyoda\_city https://twitter.com/chiyoda\_city



区公式フェイスブックページ https://www.facebook.com/chiyoda.city 平成28年(2016年)

## 7/13 臨時号

代表電話 ☎3264-2111

発行/千代田区

編集/政策経営部広報広聴課

〒102-8688千代田区九段南1-2-1 URLhttp://www.city.chiyoda.lg.jp

## 告示日 7月14日(木)

告示日は、選挙の投票日を正式に確定 し、有権者に知らせるとともに、立候 補の届け出を受け付ける日です。告示 日に立候補届けが受理されると、投票 日に向けた選挙運動が始まります。

# 7月31日(日)

午前7時~午後8時

この東京を 決める選挙。



▲九段小学校5年 猪子 夕那さん



▲和泉小学校6年

早尾 芽巳さん

※平成27年度「明るい選挙」啓発ポスター(入選者の学校・学年は受賞時のものです)

7月31日 (日) は東京都知事選挙の投票日です。

投票時間は午前7時~午後8時です。明日の都政を託す 人を選ぶ選挙です。

大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局☎ 5211 - 4268

## 投票できる方

平成10年8月1日以前に生まれ(投票日現在18歳以上)、平成28年4 月13日までに千代田区に転入届出をし、投票する日まで引き続き千 代田区に住所を有している方です。

## ■4月14日以降に転入した方

4月14日以降に、都内の区市町村から千代田区に転入届出をし、引 き続き居住している方は、前住所地の選挙人名簿に登録されている 場合、前住所地で投票することができます。ただし、投票の際、選 挙用住民票(無料)が必要です。該当する方は、前住所地の選挙管理委 員会へお問い合わせください。

## ■3月31日以降に都内の区市町村へ転出した方およびこれから転出予 定の方

千代田区の選挙人名簿に登録されている方で、3月31日以降に千代 田区から都内の他区市町村へ転出し、かつ新住所地の選挙人名簿に 登録されない方は、千代田区で投票することができます(ただし、新 住所地からさらに転出した場合は、投票できません)。

また、投票日までに都内の他区市町村へ転出予定の方は、千代田 区の選挙人名簿に登録されていれば、千代田区で投票ができます。 いずれの場合も、選挙用住民票(無料)が必要です。

## ■都外へ転出した方

投票をする前に都外へ転出した方は、投票することができません。

## ■7月7日以降に区内で転居した方

投票日当日は、転居前の投票所での投票になります。



▲神田一橋中学校3年 中田 真実さん



▲共立女子高等学校2年 菅間 望さん

## 投票所入場整理券を忘れずに

入場整理券は有権者個人ごとに郵送します(7月13日)が頃に発送)。投 票するときは、投票所入場整理券をお持ちください。

入場整理券を紛失したり、忘れたりした場合でも、選挙人名簿に登録さ れていれば投票できますので、投票所の相談係に申し出てください。

## 指定された投票所で

投票日当日は、指定された投票所(=2面表1)以外では投票できません。 入場整理券で自分の投票所を確認してください。

## 選挙公報

立候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、準備が出来し だい選挙人名簿に登録されている有権者の各世帯に郵送します。また、区 のホームページでもご覧になれます。

※選挙公報は出張所などの区の施設にも置いてありますので、ご利用くだ さい。

## 投・開票速報

開票は即日開票で、20時 50分から区役所4階会議室で行います。 投票日当日の投・開票速報は、区のホームページで公表します。投票は、 投票開始から 1 時間ごとの投票者数を、開票は 21 時 30 分から 30 分ごと の候補者別得票数を随時更新します。



## 投票所は区内 16 か所

投票日当日は、指定された投票所(=表1)以外では投票できません。入場整理券で自分の投票所を確認してください。

なお、第4投票区の投票所は、九段小学校から四番町図書館(四番町1)に変更しています。

#### ▼表 1 投票所一覧

投票区	投票所名	所在地	管轄区域
1	麴町中学校	平河町2-5-1	永田町一・二丁目、平河町一・二丁目、隼町、霞が関一~三丁目
2	麴町区民館	麴町2-8	麴町一~四丁目、紀尾井町(1~5番)、一番町、二番町
3	番町小学校	六番町8	麴町五·六丁目、紀尾井町(6·7番)、五番町、六番町
4	四番町図書館※	四番町1	三番町、四番町、九段南二~四丁目、九段北二~四丁目
5	富士見区民館	富士見1-6-7	飯田橋一~四丁目、富士見一·二丁目、九段北一丁 目8~10·12(8~19号)·15番
6	千代田区役所 (1階区民ホール)	九段南1-2-1	大手町一・二丁目、丸の内一~三丁目、有楽町一・二丁目、内幸町一・二丁目、日比谷公園、皇居外苑、千代田、九段南一丁目、九段北一丁目1~7・11・12(1~7・20~30号)・13・14番、北の丸公園、一ツ橋一丁目
7	神保町区民館 (神保町ひまわり館)	神田神保町 2-40	三崎町一〜三丁目、西神田一〜三丁目、神田神保町 二丁目(偶数番地)、神田神保町三丁目
8	お茶の水小学校	猿楽町1-1-1	神田駿河台ー・二丁目、猿楽町一・二丁目、神田神保町一丁目、神田神保町二丁目(奇数番地)、一ツ橋二丁目、神田小川町三丁目8・10・12・14・16・18・20・22
9	ちょだプラット フォームスクウェア	神田錦町3-21	神田駿河台三·四丁目、神田小川町一·二丁目·三丁目1~7·9·11·24·26·28、神田錦町一~三丁目
10	神田保育園	神田淡路町 2-109	神田須田町一丁目、神田淡路町一・二丁目
1	千代田小学校 (神田さくら館)	神田司町2-16	神田鍛冶町三丁目、神田多町二丁目、神田司町二丁目、神田美土代町、内神田一~三丁目
12	旧今川中学校	鍛冶町2-4-2	鍛冶町一·二丁目、神田紺屋町、神田富山町、神田北 乗物町、神田西福田町、神田美倉町、神田東紺屋町
13	ふれあい会館	神田須田町 2-17	神田須田町二丁目、神田岩本町、神田東松下町
14	岩本町ほほえみプラザ	岩本町2-15-3	東神田一·二丁目、岩本町一~三丁目
<b>1</b> 5	和泉小学校	神田和泉町1	神田平河町、神田和泉町、神田松永町、神田練塀町、神田花岡町、神田相生町、神田佐久間町―~四丁目、神田佐久間河岸、東神田三丁目
16	昌平小学校(昌平童夢館)	外神田3-4-7	外神田一~六丁目

※四番町図書館を投票所として使用するため、7月30日出・31日旧は休館します。

## 水道橋駅 飯田橋駅 御茶ノ水駅 神保町駅 九段下駅 小川町駅 靖国通り 14 千代田区役所 内堀通り 半蔵門駅 四ツ谷駅 養町大道り 麴町駅 皇居 青山通() 永田町駅 有楽町駅 霞ケ関駅

## 投票日に投票所で投票できない方へ

## 期日前投票

投票日当日に出張や旅行などで投票所へ行けない見込みの方は、期日前投票ができます。

期日前投票の際は、入場整理券を持って、期日前投票所(=表 2)で投票用紙請求書(宣誓書)を記入し、投票してください。

#### ▼表 2 期日前投票所

会 場	期日前投票期間
千代田区役所 4 階選挙管理委員会室 (九段南 1 — 2 — 1)	7月15日(金)~30日(土) 8時30分~20時
麴町区民館洋室 C (麴町 2 — 8)	- 7月24日(日)~30日(土) 8時30分~20時
和泉橋区民館 2 階洋室 A (神田佐久間町 1 — 11)	

#### 不在者投票

#### ■指定病院などでの不在者投票

指定病院や指定老人ホームなどに入院・入所中で、投票日当日に投票所へ行けない方は、その病院や老人ホームなどで不在者投票ができます。

区内の指定病院などは表3のとおりです。区外の施設については、選挙 管理委員会へお問い合わせください。

#### ■他の区市町村の選挙管理委員会での不在者投票

投票日当日および期日前投票期間に、出張や旅行などで千代田区外に滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票ができます。事前に選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### ■郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちで、障害や要介護度の程度が定められた等級に該当する方は、不在者投票ができます。事前に選挙管理委員会に申請して、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

※郵便等投票証明書の交付には日数がかかる場合がありますので、早めにお問い合わせください。

▼表3 区内の不在者投票指定施設一覧

指定病院	住 所
九段坂病院	九段南1-6-12
東京逓信病院	富士見 2 - 14 - 23
杏雲堂病院	神田駿河台1-8
日本大学病院	神田駿河台1-6
三楽病院	神田駿河台 2 - 5
浜田病院	神田駿河台 2 - 5
明和病院	神田須田町 1 - 18
三井記念病院	神田和泉町 1
指定老人ホーム	住 所
一番町特別養護老人ホーム	一番町 12 いきいきプラザー番町内
特別養護老人ホーム かんだ連雀	神田淡路町 2 - 8 - 1
小規模特別養護老人ホーム ジロール麴町	麴町 2 - 14 - 3

## 代理投票・点字投票

体が不自由などのため、字を書くことができない方は、「代理投票」の方法で投票ができます。「代理投票」は、申し出により投票所の係員が代筆します。 投票の秘密は固く守られますので、遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。

目が不自由な方は、点字で投票できます。投票所には点字器を用意しています。

